

一般社団法人日本ボッチャ協会

内部通報規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という。）は、法令違反又は不祥事の未然防止及び社会的信頼の維持向上を通じて倫理・コンプライアンスの遵守を強化するため、内部通報規則（以下「本規則」という。）を定める。

(対象者及び用語の定義)

第2条 本規則の対象者となる者は、次の団体及び個人とする（以下「対象者」という。）。

- (1) 本協会の役員、正社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員等、名称の如何を問わず本協会に従事する者（以下「役職員等」という。）
- (2) 本協会に加盟する団体
- (3) 本協会に登録・加盟するチーム
- (4) 本協会に登録する以下の個人
 - ① 選手
 - ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者）
 - ③ 審判員
 - ④ 審判指導者
 - ⑤ 加盟団体又は加盟チームの代表者
 - ⑥ 加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者
- (5) その他の関係者

2. この規程で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 情報共有化メンバーとは、本制度責任者、運営主管部門（いずれも第4条に定義する。）とその担当役職員等及び 通報等を受け付けた通報窓口をいう。
- (2) 相談とは、役職員等が通報窓口（以下に定義する。）に対し、第6条に定める対象事象に該当する可能性のある事項について、所定の手法・手段により、その是非や対応方法について助言を求めることをいう。
- (3) 通報とは、役職員等が通報窓口に対し、第6条に定める対象事象に該当する可能性のある事項について、所定の手法・手段により、把握した事実を通知することをいう。
- (4) 通報等とは、相談及び通報をいう。
- (5) 通報者とは、通報等を行った者をいう。
- (5) 通報窓口とは、内部通報受付窓口をいう。

(通報等)

第3条 対象者は、本協会が設置した通報窓口に対して、指定された方法により通報を行うことができる。

2. 前項の規定にかかわらず、加盟団体が独自に通報窓口を設置した場合は、当該内部通報制度の運用は、当該団体が定める諸規定に従うものとする。

(責任者と運営主管部門)

第4条 本制度の運営に関しては代表理事を本制度責任者とし、運営主管部門は、事務局総務部とする。

2. 代表理事は、公正で透明性の高い組織文化を育み、組織の自浄作用を健全に発揮させるため、すべての対象者に対して、コンプライアンス経営推進における内部通報制度の意義・重要性等について発信する。
3. 代表理事は、対象者及び自らが内部通報制度に関する理解を深めるよう努める。
4. 運営主管部門の担当役職員等は実効性の高い内部通報制度を運営するため、次の事項に努める。
 - (1) 通報受付や調整・是正のために必要な体制を確立、維持する。
 - (2) 必要な能力・適性を有する担当者を運営主管部門に配置し、十分な教育・研修を行う。
 - (3) 運営を支える担当者の意欲・士気を発揚する人事考課を行う等、コンプライアンス経営推進に対する担当者の貢献を積極的に評価する。
 - (4) 利用者にとって使い勝手がよく、安心して利用できるような信頼性の高い相談窓口とする。
5. 運営主管部門の役割は、以下のとおりとする。
 - (1) 内部通報制度の設置、運営
 - (2) 内部通報制度の定期的見直し
 - (3) 内部通報制度に関連する内部調査
 - (4) 内部通報制度による通報内容及び調査結果の理事会への報告
 - (5) 内部通報制度の十分かつ継続的な周知とそのための研修
 - (6) その他、内部通報制度全般に関する事項

(内部調査チーム及び内部調査委員会)

第5条 運営主管部門は、情報共有化メンバーと相談のうえ通報内容を検討し、必要に応じて運営主管部門を中心とする内部調査チームを組み、事実関係の調査・原因究明に向けた取組みを行う。但し、案件が重要であると運営主管部門担当役員等が判断した場合、運営主管部門担当役員等の下に内部調査委員会を設置する。

2. 内部調査委員会は、情報共有化メンバーに、必要に応じ外部の有識者（専門家）を加えて構成するものとする。また、内部調査委員会は、適宜調査に必要な役職員等を選任し、また各部門に調査の協力を求めることができる。
3. 内部調査チーム及び内部調査委員会の役割は、以下のとおりとする。
 - (1) 通報内容に関する事実関係の調査（以下「事実確認調査」という）、原因究明
 - (2) 対応方針の決定と再発防止策の検討

(利益相反関係の排除)

第6条 通報等に対応する業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の対応に関与してはならない。

2. 通報窓口を担当する者は、中立性・公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれのない者とする。

(対象事象)

第7条 内部通報制度での通報等の対象となる事象は、法令違反、内部規程違反行為及び倫理違反行為が生じ又は生じる恐れがある事項とする。

(通報窓口の設置)

第8条 通報等の受信者は、本協会内に設置する通報窓口（以下「内部通報窓口」という。）

及び協会外に設置する協会外通報窓口（以下「外部通報窓口」という。）とする。

2. 運営主管部門は、内部通報窓口を設置し、対象者からの通報等を受信する。
3. 外部通報窓口は、理事又は監事により指定された弁護士及び社外監査役とする。

(相談・通報手続)

第9条 通報等の手段は、口頭（面会）、電話、書面、電子メールとする。

2. 通報者は、原則として所属・氏名を通報窓口の開示する。
3. 通報者は、通報等にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。
4. 通報者は外部通報窓口に通報する場合、通報者の所属や氏名を伏せて匿名で通報することができる。また、通報者は外部通報窓口に通報する場合に、外部通報窓口にのみ所属や氏名等を開示し、本協会に対しては匿名とすることを外部通報窓口に求めることができる。
5. 前項の場合において、通報者が外部通報窓口に対して、本協会に対してのみ匿名とすることを求めた場合、外部通報窓口は、本協会に対して通報者の氏名、所属を知らせてはならない。
6. 通報等を受信・受理した者は、当該通報内容を運営主管部門に報告し、かつ、当該通報の対応に際して作成した文書・記録等は運営主管部門において厳重に保管する。

(通報窓口の責務)

第10条 通報窓口は、通報を受けるに際し、通報者の秘密に配慮しなければならない、通報窓口に寄せられた情報を正当な理由なく開示してはならない。

2. 通報窓口は、通報者の信頼を高め、運営のリスクに係る情報を可及的早期に把握するよう、努める。
3. 通報窓口又は運営主管部門は、通報等を受けた内容を速やかに書面化するものとする。ただし、匿名の通報につき通報者の所属・氏名を明らかにできないときは、その旨を記載する。
4. 通報窓口は、電子メール・書面により通報がされた場合、通報者に対して速やかに通報を受領した旨を通知する。ただし、通報者が通知を望まない場合その他やむをえない理由がある場合はこの限りではない。

(通報等への対応)

第11条 運営主管部門（内部調査チーム又は内部調査委員会編成後はこれらの機関を含む。）は、通報等の内容を踏まえて、事実関係の調査、是正措置の方針などの検討を開始する。

2. 所属・氏名を開示した通報の場合、原則として、通報者本人に対しては、本人の要望がある場合はその希望する手段によって、通報内容に対する対応方針を通知する。また、速やかな通知が困難な場合は、その理由と通知見込時期を回答する。
3. 通報内容については、原則として運営主管部門担当役職員等及び運営主管部門のみが情報を共有し、通報案件の重要性に応じて運営主管部門担当役職員等より内部調査チームもしくは内部調査委員会に報告するものとする。ただし、内部調査チームもしくは内部調査委員会が相当と認めた場合は、通報者本人の利益を害しない範囲で、情報共有化メンバー以外の者に情報を開示することができる。

(従業員の調査への協力義務と妨害行為の禁止)

第12条 運営主管部門（内部調査チーム又は内部調査委員会編成後はこれらの機関を含む。）は、対象者に事実関係確認調査への協力を求めることができ、対象者はこれに協力しなければならない。

2. 対象者は、事実関係確認調査を妨害してはならない。

(通報者・調査協力者の保護)

第13条 運営主管部門及び本協会の役職員等は、通報者が通報等を行ったことを理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益となる行為をしてはならない。

2. 通報等に関する関係者が故意又は不注意により、通報者及び通報等に関する調査協力者（以下「通報者等」という。）の名前及び相談・通報内容を漏洩した場合は懲戒の対象とする。
3. 通報者は自ら相談・通報内容を漏洩することなく、相談・通報内容に関する情報を厳重に管理しなければならない。

(通報者本人が不正行為当事者の場合)

第14条 通報者本人が通報の対象となる事象に関与しており、懲戒の対象となる場合において、自ら通報した場合は、懲罰規定の適用において自ら進んで通報した事実を斟酌することができる。

(進捗状況の通知)

第15条 通報窓口又は運営主管部門は、調査中、被通報者（不正行為を行い又は行う恐れがあると通報された者）や本調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対して適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める。

(調査結果)

第16条 通報窓口又は運営主管部門は、内部調査チーム又は内部調査委員会の調査を踏まえ、調査結果を可及的速やかにとりまとめ、通報者に対してその結果を通知する。

(是正措置)

第17条 本協会は、事実関係確認調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに窓口に連絡しなければならない。また、さらに必要があれば、関係行政機関への報告等を行う。

(是正結果の通知)

第18条 運営主管部門は、被通報者や事実関係確認調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者及び関係者に対して遅滞なく是正結果を通知する。

(制度悪用者への措置)

第19条 意図的に虚偽の通報を繰り返すなど本制度の趣旨に反した通報等を行った者には本協会において定める懲戒規定等の規則の適用を受ける。

(フォローアップ)

第20条 運営主管部門は、通報終了後も通報者に対して通報を理由とした不利益取扱や所属内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認し、通報者の保護を図るなど十分なフォローアップを行う。

2. 運営主管部門は、是正措置終了後、法令違反等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認する。

3. 必要に応じ、運営主管部門は本規程による通報対応体制を改善し、本協会は新たに是正措置及び再発防止策を講じるなど、是正措置に係る十分なフォローアップを行う。

(評価・改善)

第21条 本協会は内部通報制度における運用実績（相談・通報対応の状況等）の概況を1年に1回以上、役員会において確認するよう努めるとともに、また研修等を実施するなどの方法によって役職員等に当該概況を開示するよう努める。

(付則)

本規程は、令和3年7月20日から施行する。

